

黒沼俊幸
議員

農村部の町道側溝の雑木の除伐を

町長 計画的に実施したい

問

本町の町道は、延長が

約七三〇キロメートルと長く、保守、維持には多額の予算を投じているが、道路の環境や交通安全の面、最近多くなった鹿の飛び出しの早期発見などの対策のため、農村部の町道側溝の適切な管理が必要である。改良されて約三〇年あまり経過している道路では、路肩や排水溝にはヤナギやニレなどの雑木が薪になる位太くなり、視界をさえぎっている。計画的に伐採して取り除く必要がある。道路管理者の対策を伺う。

答

町道の路肩や側溝部には雑木が生い茂っている場所があり、パトロールや情報、地域要望を基に雑木の枝払い、除伐を行っている。今年は夏の猛暑で雑



道路側溝の雑木

木の生長が著しく対応が追いつかなかった。道路環境改善や交通安全対策をさらに意識し、パトロールや計画的対策の実施にあたりたい。

一般質問

町政を問う

第四回定例会では、三名の議員が四件の一般質問を行いました。質問と答弁の要旨は次のとおりです。

国保の広域化は住民負担増になるのではないか

深見 迪
議員

町長 次善の策として道段階の広域化をめざしている

問

本年五月に

成立した改定国保法（医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律）は、都道府県に広域化の推進を求めめる内容となっている。

道による国民健康保険の「広域化等支援方針」についての説明会はどのような内容であったか。

国民健康保険法についての基本的考え方は、社会保障であるとの認識でよろしいか。

国民健康保険事業は、町が保険者

であるが、このことよって身近にきめ細やかなサービスが行われてきたと私は考えている。

しかし、道が保険者となると、法定外の繰り入れもできない、応益割も増える、町民にとつてますますサービスの行き届かない、あるいは高い国保税、高い医療費につながるかと考えるがどうか。

国や道に対し広域化に反対の意思表示をすべきと考えるがどうか。

答

説明会では、今後のスケジュール、ジュール、保険財政共同安定化事業の拡充と普通調整交付金の減額措置の解消を柱とする目的などが説明された。

国民健康保険法についての基本的な考え方は、憲法に保障された社会保障制度であると認識している。

国民健康保険は、将来にわたり持続可能なものにするため、財政基盤の安定化と負担の公平を図る観点から、本来、国の責任において運営されるべきものであると考えているが、次善の策として道段階での広域化を現時点でめざしている。

改正農地法による見解と対策について 平川昌昭 議員

町長 要件が満たされ共存できれば法人の参入も否定しない

問

農地法の一部改定が施行されことから一般企業の農業参入への機運が高まってきており、特に農地の貸借期間が二十年から五十年と拡大され、更に標準小作料を廃止するなど、まさに『農業開放元年』の様相であると報道されているが、改正についてどのような見解をもっているか。また行政として農業参入に対してどの程度関与できるのか。対策として農業委員会が担う許認可の業務と役割が大幅に拡大されることが予想されることから組織の見直しも検討すべき思うがどうか。

答

通常の農地法の許認可要件は法令に基づき農業委員会が判断を行うが、法人の参入等は地域づくりの観点からその許可にあたり、市町村長に委員会が通知を行うことが定められ、要件を満たして許可を行う場合、農業上の利用をきちんと行うことを担保するための措置が幾重にも設定されている。今日まで地域社会や農業の持続性が保



たれていくためには多様な経営体が存在していくことが有効ではないかと言ってきたが、家族経営や農業法人等々が共存し、それぞれの持てる力を発揮することが望ましいと考えている。

新たな農地制度により農業委員会に追加される事務量は改正前の事務量に比べ一、七倍になると試算されており、その業務を行う農業委員会事務局職員の平均的な職員配置人数についても三人から五人と試算されている。改正後すぐに事務量が激増するわけではないので、注意深く事務量の推移を見守りながら適宜農業委員会と協議していく。

その他の一般質問

深見 迪議員

標茶町も非核平和の町宣言の制定を

問

標茶町では昭和六十年四月、「非核平和の町宣言」に関する請願書が提出され「願意妥当で採択すべきもの」として議会で採択されたが、標茶町は、「宣言」を行っていない。今では釧路管内で「宣言」を行っていないのは標茶町だけである。

標茶町では、住民の自主的な運動で四十数年にわたって広島、長崎の原水禁世界大会に代表を送り、核廃絶の運動を行ってきた。

今こそ核兵器廃絶の願いを込めて「非核平和の町宣言」をすべきと考えがどうか。

答

世界の平和と安全は、人



標茶高校生の原水爆報告

類共通の願いであり、よりよい生活を築き、守り、維持していくための基本理念である。世界唯一の被爆体験国である日本国民の一人としては、地球上からあらゆる核兵器の廃絶と戦争の根絶を願うものである。

「非核平和の町宣言」の請願を採択してから四半世紀が過ぎた現在、全国、全道的にも数多くの自治体が宣言している。本町においても「宣言」について、今後、議会とも協議をしながら検討していきたい。